

## 令和6年度福岡県筑紫保健所運営協議会議事録（要旨）

- 1 日時 令和6年8月1日（木）13:58～15:00
- 2 場所 福岡県筑紫総合庁舎 2階大会議室
- 3 出席者 委員20名中16名出席、4名代理出席  
事務局（筑紫保健福祉環境事務所）13名出席  
傍聴者 なし

### 4 議事

#### (1) 令和6年度筑紫保健所運営協議会各部会の報告について

- ア 救急医療部会 令和6年5月31日開催
  - イ 保健事業部会 令和6年5月23日開催
  - ウ 精神保健福祉部会 令和6年7月17日開催
- 今年度開催した3部会について事務局から審議結果を報告

#### 【意見・質疑応答】

なし

#### (2) 令和5年度筑紫保健福祉環境事務所各課系の事業報告及び主な取組について

- ア 総務企画課（企画指導係）
  - イ 健康増進課（健康増進係、精神保健係）
  - ウ 保健衛生課（食品衛生係、生活衛生係、感染症係）
- 事務局から報告

#### 【意見・質疑応答】

なし

#### (3) トピックス

- ア 令和6年能登半島地震における福岡県DHEAT派遣について
  - イ 筑紫保健所における「にも包括」構築の取組報告について
- 事務局から報告

#### 【意見・質疑応答】

(委員)

能登半島地震の報告で、統括保健師のリーダーシップというものが重要になるとのことですが、資料から統括保健師の配置は、都道府県でかなり差があるが、この配置はどこで検討されて、どのように配置するか否かを判断しているのか教えていただきたい。

(事務局)

厚生労働省は、都道府県、市町村にそれぞれ統括保健師を配置することを推進している。設置するか否かについては、それぞれの自治体の考え方、事情によるものがあることから、各々の自治体で決めていくことになる。

(委員)

資料に、「統括保健師の配置について、ぜひご検討をお願いします」と書いてあるのは、各々の自治体で配置すると決めたら配置されるということか。

(事務局)

各市町村で検討し、配置していただくものと考えている。

(委員)

県としてどれだけ主体的に市町村に対して要請をされるのか。市町村はそれぞれ体制があり、事情もあると思う。これは、県が引っ張っていかないといけない。

福岡県内の市町村では35パーセントしか配置されておらず、配置が必要であればどうかしないといけないのではないか。

(事務局)

今回の能登半島地震で、全国区に見れば、「統括保健師がいるのがまるで当然のように扱われているというところもある」ということを強く感じ、今年度、都道府県と市町村と合同で、統括保健師の会議を開くなど、県として検討をしていきたい。

(委員)

会議を開く前に、(市町村に)統括保健師の設置をしてもらわないといけないのではないか。各市、置いてないところもある。

(事務局)

健康危機の発生時においても保健所が、地域保健対策の機能を発揮できるよう、県と関係機関等との体制の確保、人材育成を含めたところで、国による(健康危機管理に関する)指針の改定がなされた。

その中で、市町村の統括保健師の配置というのも、改定の1つとされているところですので、県として統括保健師の配置に動いているが、まず、各市の方針等を聞き取らせていただきながら、統括保健師配置の推進に協力をお願いしたい。